

## 「消費税軽減税率制度及びインボイス制度」講習会開催

2019年3月6日

日本宅配水&サーバー協会  
広報委員会 座長 丸尾裕之

この度、ハロー貸会議室秋葉原駅前において、財務省主税局税制第二課 調査主任 五里地圭先生にご登壇頂き「消費税軽減税率制度及びインボイス制度」に関する講習会を開催致しました。

本年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、酒類・外食・ケータリング、出張料理等を除く飲料食品等が8%のまま据え置かれる「消費税軽減税率制度」が実施されます。

当協会を取り扱う宅配水については軽減税率（8%）の対象となりますが、サーバーのレンタル料金や紙コップなどは通常税率（10%）の対象となり、一顧客に対して対象品目により異なった税率を請求することとなります。

加えて仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等も変わります。4年間の暫定的な方法として区分記載請求書等保存方式が導入され、2023年10月からはインボイス制度（複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度）もスタートするため、それらの内容を理解する必要があります。

多くの事業者様にご参加いただき、ほぼ満席の大盛況で本制度をわかりやすくご教授いただきました。10月の消費税増税、軽減税率制度施行までにしっかりと準備し、宅配水業界を挙げて、本制度に対応していきたいと考えております。



講演会風景



財務省 五里地圭先生